

山岳遭難防止

あ
か
い
け
通
信

① 無理のない登山計画を立てましょう。

自分の体力・経験・技術に応じた無理のない登山計画を立てましょう。

② 登山計画書（登山届）を作成・提出しましょう。

登山する際は、家族等に予定を伝えておいてください。また、山を管轄する警察署、交番、警察本部地域総務課等に登山計画書（登山届）の提出をお願いします。これは、遭難した際の捜索・救助等に役立ちます。

県警ホームページでは登山計画書の電子申請もできます。

③ 装備品・携行品を確認しましょう。

食料品・飲料水、スマートフォン・携帯電話、雨具・防寒具、登山靴、懐中電灯等を準備しておきましょう。

④ 情報収集しましょう。

最新の気象情報や登る山の情報等を事前に情報収集しておきましょう。

⑤ 下山の時こそ注意し、道に迷ったら引き返しましょう。

下山時は、足腰に疲労が溜まり、注意力が低下して転倒や滑落しやすくなります。ゆっくり慎重に下山しましょう。

また、注意力の低下等により、道標に気付かず登山道を外れるなどして、道に迷う危険が高まり、捜索が難しくなります。道に迷ったときは、無理に進まず、来た道を引き返しましょう。正しい登山道に戻れない場合は、警察に通報し、むやみに動かず体力を温存し、救助を待ちましょう。



令和8年度福岡県職員（警察行政・I類）採用試験のご案内

- 試験の種類：I類（大学卒業程度）
- 試験区分：警察行政
- 受付期間：令和8年4月24日（金）～5月15日（金）
- 第1次試験日：令和8年6月21日（日）
- 試験に関するお問い合わせは、
福岡県人事委員会事務局（092-643-3956）へ。

福岡県職員募集サイト



飲酒運転の撲滅「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」

- 県民一人一人が想いを一つにし、福岡県から飲酒運転を撲滅しましょう。
- 車を運転するときは、アルコールが残っていないか確認しましょう。
- 車を運転することを知りながら酒を勧めること、酒を飲んで運転するおそれのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。
絶対に止めさせましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら、迷わず110番通報をしましょう。



犯罪・事故発生状況

- 人身事故 ～（1～2月）2件 （2月）0件
- 物件事故 ～（1～2月）25件 （2月）11件
- 空き巣等 ～（1～2月）0件 （2月）0件
- 乗り物盗 ～（1～2月）2件 （2月）2件



田川警察署

TEL 0947-42-0110

